

## 新型コロナウイルスワクチン接種

令和5年4月以降のワクチン接種については、現在検討中です。決まり次第、市報や市ホームページでお知らせします。

### ◆オミクロン株対応ワクチンの接種を希望される方へ

オミクロン株対応ワクチンは従来型のワクチンを上回る予防効果が期待されています。

④初回接種(1・2回目)を終えた12歳以上で、3～5回目の接種券をお持ちの方

※オミクロン株対応ワクチンは1人1回の接種です。接種後は従来型ワクチンを接種することはできません。

### ◆清瀬市に転入された方へ

他の市区町村で接種した後に清瀬市に転入された方で、その後の接種を希望される場合は、接種券発行申請が必要です。申込みは郵送または窓口で承っています。詳しくは市ホームページを確認するか、清瀬市ワクチン接種専用コールセンターまでお問い合わせください。

### ◆予防接種証明書(ワクチンパスポート)をご希望の方へ

紙様式を希望する場合、申請方法に関わらず、発送までに5営業日ほどかかります。余裕をもって申請を行ってください。

なお、提出書類に不備があった場合はさらにお時間をいただきますので、提出の際はお気を付けてください。

### ◆ワクチンに関する各種問合せ先

- ・清瀬市新型コロナウイルスワクチン接種専用コールセンター  
市で行う新型コロナウイルスワクチン接種や接種券に関すること。  
☎042-497-1507(土・日曜日、祝日を除く午前9時～午後6時)
- ・東京都新型コロナウイルスワクチン副反応相談センター  
接種後の副反応に関すること。  
☎03-6258-5802(24時間、年中無休) ☎03-5388-1396(都ホームページにあるFAX相談票を使用してください)
- ・厚生労働省新型コロナワクチンコールセンター  
新型コロナウイルスワクチン接種に関すること。  
☎0120-761770(午前9時～午後9時、年中無休)

### ◆ワクチンの接種状況(3月1日現在)

区分	1回目	2回目	3回目	4回目	5回目
65歳以上	93.0%	92.7%	89.8%	82.9%	68.6%
12歳以上	89.2%	88.9%	75.3%	52.2%	27.6%
5～11歳	27.1%	26.5%	9.9%	—	—

## きよせコワーキングスペース「ことりば」 移転のお知らせ

3月31日(金)で一時的休止する「きよせコワーキングスペース『ことりば』」は5月以降、アミュービル4階で再開する予定です。なお、ミーティングスペースの提供は終

了します。詳しい再開時期につきましては決まり次第、市報や市ホームページなどでお知らせします。☎男女共同参画センター ☎042-495-7002

## マイナポイント事業 ポイント申込み期限延長

マイナポイント事業について、ポイントの申込み期限が5月末まで延長となります。ポイント付与の対象となる令和5年2月末までにマイナンバーカードを申請された方は市からはがきが届き次第、お早めにマイナンバーカードをお受け取りください。【カード受取

時間】平日：午前8時30分～午後4時30分、土曜日：午前8時30分～11時30分、午後1時～4時 ☎市民課住民係 ☎042-497-2037  
※カードの受け取りのためのはがき(交付通知書)の発送状況は右記QRコードよりご確認ください。



## 中央公園を閉鎖しています

中央公園内での埋蔵文化財発掘調査の過程で、ガラス片を含む産業廃棄物が見つかったことにより、市民の皆さまの安全を確保するため、緊急的な対応として当面の間、公園を閉鎖しています。

ご不便をおかけしますが、ご理解・ご協力をお願いします。

☎水と緑と公園課緑と公園係 ☎042-497-2098

※駐輪場、トイレとその付近一部、テニスコートは利用できます。



調査の過程で見つかったもの(一部)

## 清瀬市議会第1回定例会開会

令和5年清瀬市議会第1回定例会は、3月1日(水)から下記のとおり開会中です。☎議会事務局議事係 ☎042-497-2567

月	日	時間	内容
3	15(水)	午前10時～	総務文教常任委員会
	16(木)		福祉保健常任委員会
	20(月)	午後2時～	建設環境常任委員会
	28(火)		午前10時～

※市議会の様子は、右記QRコードから後日ご視聴いただけます(録画)。



清瀬市議会  
ホームページ

## 東京おこめクーポン事業

都は、物価高の影響を受けやすい低所得世帯の生活を支援するため、国産の米や野菜などの食品と引き換えられるクーポンを対象世帯に配付し、申込みいただいた世帯へ食品を配送します。

①令和4年度住民税非課税世帯(※) 世帯全員の令和4年度住民税均等割が非課税である世帯

②家計急変世帯(※) 令和4年1月以降12月までに予期せず収入が減少し、世帯員全員の年間収入見込額または年間所得見込額が住民税非課税相当となった世帯

※住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金(電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金、1世帯5万円)の対象世帯が本事業の対象です。

【提供方法】都から対象世帯に、クーポンを4月末までに順次郵送予定。対象世帯からの申込み(※)に基づき、都から食品を配送 ※クーポンに同封されている申込用はがきまたはクーポンに記載された専用サイトからお申込みください。

☎東京おこめクーポン事業コールセンター ☎03-5249-3553(土・日曜日、祝日を含む午前9時～午後6時)、東京都福祉保健局生活福祉部計画課 ☎03-5320-4067



詳しくはこちら  
(東京都ホームページ)

## 新小学校1年生に義務教育就学児医療証を送付

①令和5年4月から小学生になる子どもの医療証

現在、「乳幼児医療証(㊟医療証)」の交付を受けており、令和5年4月から小学校に入学する児童(平成28年4月2日生まれ～平成29年4月1日生まれ)の医療証については、令和5年4月1日から「義務教育就学児医療証(㊿医療証)」に切り替わります。

対象の方には、令和5年4月1日から有効な㊿医療証を、3月15日(水)までに普通郵便で発送します(㊿医療証には所得制限がありません。詳しくは右表参照)。

また、所得制限超過のため㊿医療証の対象とならない方にも、3

月下旬までに消滅通知書を普通郵便で発送します。

※4月1日を過ぎても㊿医療証が届かない場合は、下記へご連絡ください。

※今回医療証をお送りするのは、**新小学校1年生の児童のみ**となります。新小学校1年生以外の方は、すでにお持ちの医療証を令和5年9月30日(土)までご使用ください。

扶養親族などの数(人)	所得制限限度額(円)
0	6,220,000
1	6,600,000
2	6,980,000
3	7,360,000

※以降、扶養親族などが1人増えるごとに、所得制限限度額に38万円を加算。

②ひとり親家庭等医療証(㊿医療証)をお持ちの皆さまへ

現在、「ひとり親家庭等医療証(㊿医療証)」の交付を受けており、令和5年4月1日から小学校に入学する児童がいる方の4月1日以降有効な児童の医療証は、下記のとおり課税世帯か非課税世帯かにより異なります。

### ●課税世帯の場合

4月1日以降有効な児童の医療証は、㊿医療証となります。今回

発送する㊿医療証を医療機関などで提示してください。

### ●非課税世帯の場合

4月1日以降有効な児童の医療証は、㊿医療証となります。令和4年12月23日に発送した㊿医療証に、小学1年生となる児童の氏名を印字しています。対象の児童が医療機関などを受診される場合は、㊿医療証を提示してください。☎いずれも子育て支援課助成係 ☎042-497-2088

## 国民年金保険料をスマートフォンで納付できます

国民年金保険料は、現金や口座振替、クレジットカード、Pay-easyなどで納付いただいておりますが、2月20日より新たにスマートフォンアプリを使用したキャッシュレス決済で納付ができるようになりました。この機会にぜひご利用ください。なお、納付方法など詳しくは日本年金機構ホームページを確認してください。各決済ア

プリの使用方法などについてはご利用の決済事業者にお問い合わせください。【利用に必要なもの】

①納付書②スマートフォン③決済アプリ【対象の決済アプリ】auPAY、d払い、PayB、PayPay ☎保険年金課年金係 ☎042-497-2049、武蔵野年金事務所 ☎0422-56-1411



日本年金機構  
ホームページ